

06年8月に福岡市内で発生した3児死亡の飲酒運転追突事故で、最高裁第3小法廷は「危険運転致死傷罪」を適用し、10月31日付で被告の上告を棄却する決定を下しました。被告は懲役20年の刑が確定。決定は「アルコールの影響による前方不注意により危険を的確に把握して対処できない状況も危険運転に当たる」との初判断を示しました。

上告審では「アルコールの影響など

「危険運転致死傷」確定

果、などを総合的に考慮すべきだと決定。

により正常な運転が困難」な場合に成立するとした同罪の規定の解釈が争点となり①事故の態様②事故前の飲酒量や酔いの程度③事故前の運転状況④事故後の言動⑤飲酒検知結果、などを総合的に考慮すべきだと決定。

お酒の影響は、飲酒量や酒の度数以外に、空腹や疲労の度合いなどで人により大差が出ます。「二口くらい」は許されない、とする判決です。

交通安全二口メモ